

空き家に関する支援制度一覧

市町村名： 下仁田町

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合 は)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
空き家利活用推進事業	助成	空き家等利活用支援事業補助金	下仁田町空き家バンク制度に登録されている物件を改修する場合に補助金を交付します。	下仁田町での定住及び起業、又は下仁田町を拠点とする二地域間居住を目的に町内の空き家等を利用して実施する改修及び事業に付帯する設備、備品等の整備を行う空き家等所有者、又は空き家等所有者から空き家等を借り受ける又は購入する個人、企業、地域自主組織、NPO法人で、指定条件に該当する方 ※条件例 ・目的が定住の場合は、今後5年以上下仁田町に住居登録され、かつ、生活の本拠となる見込みのある方 ・起業が目的の場合は、5年以上下仁田町で事業を継続しようとする方 ・二地域居住が目的の場合は、今後5年以上下仁田町を拠点として活動することを誓約し、その期間在宅するための賃貸借契約又は住宅購入ができる方 ・空き家等の所有者で3親等以内の親族でない方				工事着手前		企画課	0274-64-8809	https://www.town.shimomita.lg.jp/kikaku-zaisei/m02/m04/m01/20151123114044.html	
空き家利活用推進事業	助成	空き家等利活用片付け支援事業補助金	下仁田町空き家バンク制度に登録済みもしくは登録予定の物件について、家財道具等の処分運搬及び屋内外の環境整備に要する費用について補助金を交付します。	以下の条件のいずれかに該当する個人、企業、地域自主組織、NPO法人で、申請時において市区町村民税等を滞納していない方。 ・空き家バンク制度を利用して、空き家等の購入又は2年以上の賃貸借の契約を締結した方(3親等以内の親族の購入又は賃借を除く。) ・空き家バンク制度に登録又は登録を行おうとする空き家所有者				工事着手前		企画課	0274-64-8809	https://www.town.shimomita.lg.jp/kikaku-zaisei/m02/m04/m01/20171122113057.html	
空き家利活用推進事業	助成	空き家等利活用取得支援事業補助金	下仁田町空き家バンク制度に登録されている物件を取得した場合に補助金を交付します。	令和5年4月1日以降に下仁田町空き家バンクに登録された物件を取得し、以下の条件のいずれかに該当する個人、企業、地域自主組織、NPO法人で、申請時において市区町村民税等を滞納していない方。 ・空き家バンク制度を利用して、空き家等を購入した方(3親等以内の親族の購を除く。) ・目的が定住の場合は、今後5年以上下仁田町に住居登録され、かつ、生活の本拠となる見込みのある方 ・二地域居住が目的の場合は、今後5年以上下仁田町を拠点として活動することを誓約した方				取得後1年以内		企画課	0274-64-8809	https://www.town.shimomita.lg.jp/index.html	
空き家利活用推進事業	助成	空き家等利活用家賃支援事業補助金	下仁田町空き家バンク制度に登録されている物件を2年以上の賃貸借契約を締結した場合に補助金を交付します。	令和5年4月1日以降に下仁田町空き家バンクに登録された物件を賃借し、以下の条件のいずれかに該当する個人、企業、地域自主組織、NPO法人で、申請時において市区町村民税等を滞納していない方。 ・空き家バンク制度を利用して、空き家等を2年以上の賃貸借契約を締結した方(3親等以内の親族の購を除く。)	15万円			契約締結後1年以内		企画課	0274-64-8809	https://www.town.shimomita.lg.jp/index.html	
老朽空き家等対策事業	助成	下仁田町老朽空き家除却事業	住民の安全・安心で良好な居住環境を確保するため、町内の老朽し倒壊などのおそれのある空き家等を除却する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する	老朽化した空き家を除却する者 (1) 補助対象経費が200,000円以上であること。 (2) アパートの用途で建築した建物でないこと。 (3) 空家に抵当権が設定されていないこと。 (4) 事業者(解体業が可能な事業者)が施工する除却工事であること。 (5) 補助金の交付決定前に除却工事に着手していないこと。 (6) 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)及びその属する世帯全員が、町税等を滞納していないこと。 (7) この要綱以外に、他の補助制度を利用する場合で当該補助制度との重複計上が認められないもの。 (8) 公共事業による移転、建替え等の補償の対象となっていないもの。 (9) 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないもの。 (10) 本助成事業の利用が、1人1回とする。 (11) 年度末までに完了報告ができること。	(補助金の額) 補助金の額＝補助対象経費 × 50% ※下仁田町内の業者の場合200,000円が上限、下仁田町外の業者の場合100,000円が上限			年度末までに完了報告ができること。	保健課	0274-82-5490	https://www.town.shimomita.lg.jp/hoken-kankyo/m01/m02/m12/20160701163459.html		